

委託契約予定事業者の選定に係る内容審査の考え方について

委託契約予定事業者の選定における内容審査は、申請団体から提出のあった事業計画書における提案内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかをご確認いただくとともに、その内容が、「加点事項」に該当するかどうかをご判断いただき、「要求事項」ごとに点数化（A評価～E評価）していただくものです。

■内容審査表

要求事項	確認事項	加点事項の内容	配点ウェイト	得点（5人合計）
1. 申請団体の経営方針等について			20%	0点～10点
①経営方針	①経営体制及び団体の運営方針の説明がされている。 ②事業実施にあたって必要最低限の経営体制が確保されている。 ③申請時において、募集要項に記載する事業の運営実績を有している。 ④健全且つ安定した経営財政基盤を有している。	①業務の安定的継続性が見込まれる。 ②経営体制において各構成員等の対応が明確になっている。	15%	0点～7.5点
②応募動機	申請理由、申請者の方針等が明確に示されている。	市の方針・事業所の経営方針と矛盾がなく、加えて斬新な内容である。	5%	0点～2.5点

要求事項

「要求事項」ごとに採点（A評価～E評価）を行います。

確認事項

「確認事項」は、本市が申請団体に求める基礎的事項です。申請団体の事業計画書において、「要求事項」中の「確認事項」をすべて満たしている場合、採点はC評価となります。

加点事項

「加点事項」は、申請団体の事業計画書において、「要求事項」中の「確認事項」をすべて満たしている上で、「加点事項」の記載内容に該当する内容となっている場合に、A評価またはB評価に加点するものです。

また、それぞれの評価（A評価～E評価）に係る考え方は、以下のとおりです。

評価内容	採点基準	考え方
A	10点	加点 加点事項の内容すべてを満たす提案が行われている場合
B	8点	加点 加点事項を満たす提案が行われているものの、完全ではない場合
C	5点	基礎点 確認事項を満たす記載がある場合
D	3点	減点 確認事項について記載があるものの、内容に不明確な点がある場合
E	0点	減点 確認事項に係る記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合

採点結果（A評価：10点～E評価：0点）に各「要求事項」ごとの配点ウェイトを乗じ、得点を算出します。